

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	被害者	事件の概要
1	教育委員会	1. 9. 10	円 713,297	横浜市港北区在住者	平成15年2月7日、市立学校の廊下で、清掃時間中、被害者が足を滑らせて転倒し、負傷したもの